

生駒市条例第 1 1 号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例（平成元年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 4 号中「6 歳未満の者で、2 0 歳以上の引率者のいない」を「小学校第 2 学年以下の者で、成年者の引率がない」に改める。

別表第 3 の 1 の表備考第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者（生駒市井出山体育館又はむかひやま公園体育館を使用する場合に限る。）

別表第 3 の 1 の表備考第 4 項第 1 号中「前項」を「前項第 1 号から第 4 号まで」に改める。

別表第 3 の 3 の表備考中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者がむかひやま公園グラウンド又は生駒市井出山グラウンドを使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の 2 分の 1 に相当する額とする。

別表第 3 の 4 の表備考中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の

次に次の1項を加える。

- 2 平群町内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者が生駒市浄化センターテニスコート又はむかひやま公園テニスコートを使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第4号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。